

会 議 録

会議の名称	伊丹市廃棄物減量等推進審議会（第1回）		
事務局	市民部 生活環境課		
開催日時	平成22年6月2日（水）午後3時00分から4時30分		
開催場所	伊丹市役所（議会棟 第2委員会室）		
出席者	<p><出席者：10名> 会 長：竺委員、副会長：渡辺委員 委 員：原田委員、坂田委員、森田委員、南方委員、川上委員、門脇委員、奥本委員、大河内委員</p> <p><欠席者：1名> 委 員：阪部委員</p>		
	<p><市>：川戸市民部長、柳田副参事、山田生活環境課長、大村生活環境課主査、松下生活環境課主任、本谷生活環境課職員、大石環境センター所長、豊福環境センター管理課長、小谷環境センター業務課長、前田環境センター管理課主査、村上クリーンセンター次長、前田クリーンセンター新炉建設課課長補佐</p>		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長・副会長の選任 6 諮問『伊丹市一般廃棄物処理基本計画』の見直しについて 7 会長あいさつ 8 審議議題 伊丹市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて 一般廃棄物処理基本計画の概要について 本市のごみ収集の現状について 今後のスケジュールについて 9 閉会 		
会議内容	別紙のとおり		
その他	次回開催予定 8月上旬		

会 議 内 容

市：お待たせしました。それでは、皆さんお揃いですので、ただいまから第1回伊丹市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、フラットファイルのほうに資料を綴らせていただいておりますが、こちらのほうに会議次第がございます。こちらのほうに基づきまして進めさせていただきたいと思っております。それでは早速でございますが藤原市長からこのたび当審議会委員にお願いいたしております皆様方に委嘱状を交付させていただきます。

(各委員に対する委嘱状の交付)

市：本日、伊丹消費者協会阪部様につきましてはご欠席でございますので、後日事務局より委嘱状をお渡しさせていただきたいと思っております。なお本日の審議会の出席状況でございますが、委員11名中10名の出席をいただいております。委員の出席状況は過半数を超えておりますので、伊丹市廃棄物減量等推進審議会規則第5条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。引き続きまして、藤原市長よりご挨拶を申し上げます。

市長：伊丹市長の藤原保幸でございます。本日、こうして第1回伊丹市廃棄物減量等推進審議会の開催にあたりまして私から市を代表いたしまして皆様方にお礼とお願いのご挨拶をさせていただきます。まずはこのたび皆様方何かとお忙しい中、当審議会の委員就任につきまして快くお引き受けいただきまして、ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたが、改めて感謝を申しあげたいと思っておりますし、今日は夏らしく暑くなってまいりましてこういうラフな格好をさせていただきますけれども、クールビズのシーズンになってきたなあとと思うわけでありまして、今日こうして皆様方と一緒に賜りまして誠にありがとうございます。そして今日お集まりいただきました皆様方はそれぞれのお立場で伊丹市の環境行政、特に廃棄物行政の推進にはご理解ご協力賜っているところでございまして、この場をお借りしてこの点につきましても御礼申し上げたいと思っております。そして、皆様方には釈迦に説法だと思っておりますけれども、環境問題というのは今後、今でも重要な地球的な課題ともいわれておりますし、今後とも重要性がますます重くなっていくものかなと理解しております。21世紀が環境の世紀だといわれますが、今や環境問題も地球規模で取り上げないといかんという事で国際会議も開催されておりますけれども、なかなか先進国と途上国の意見がまとまらない等課題は山積しておりますけれども、少なくとも、日本としましては環境問題に積極的に取り組み国際貢献も果たしていこうと鳩山総理が国連の場で25%削減。一定の条件は付いておりますけれども日本の国が率先してやろうと表明をされて一定の国際的評価を受けましたのは(テレビな

どで) ご覧のとおりでありますけれども、今日辞任表明をされたということで、一体どういうことになるのかなあと。実際、環境問題の専門家の言うとおり25%カットは国際的に評価された裏返しとしてそれだけなかなか実現可能性が厳しいものという風に理解しております。いずれにしてもこれがどうなるかはともかくとしまして伊丹市として出来る限りの環境対策はしていく必要はあると思います。で、お手元にあります「まちづくりプラン」、既に何回も貰ったといわれるか方もありますが、この中で「安全安心」でありますとか「人づくり」でありますとか伊丹市政の課題いくつか掲げていますが、そのうちの一つが環境配慮ということでありまして、市の行政としての環境と申しますと、地球環境への貢献ということと、もう一つは身近な自然環境を保全し回復していこう、再生していこうことでありまして。この場をお借りして披露させていただきますと、まもなく来週、昆陽池でホタルが放流される、7月にはオニバスの花が咲くという身近なところで自然環境を回復・再生が実感できるような運動をということで市民の皆様方と進めて来た訳ですが、それが一つ実を結んできたかなと思います。今後とも地球環境の何らかのためにやろうということですが、そういう環境対策全般の中で当審議会にお願いいたします廃棄物問題、ごみ問題ですね。これは最も重要な課題の一つかなと理解しております。伊丹市におきましてこうした環境配慮型の資源循環型の社会実現といっておりますが、平成9年3月、だいぶ以前になりますが「一般廃棄物処理基本計画」を策定致しまして、リデュース・リユース・リサイクルという3Rの推進でありますとか、ごみの減量化・資源化を図ってまいりました。そして市民の皆様方にもご協力をお願いして進めてまいりましたところ、相当、わたくし伊丹の地域力・市民力は誇るものがあると言ってきておる訳でありますけれども、市民の皆様方のご協力もありましてごみの量だいぶ減ってきたなと思っております。計画で想定されていたごみの量を下回っているというのが実績としてあがってきておりまして本当にありがたいことだと思います。特にごみの量を減らすことは地球環境への貢献はもちろんありますけれども、もう一つ、当面の伊丹市の課題といたしましては、豊中市と一緒にごみの焼却場を運営しておりますが、これが更新の時期にあたっておりまして、現在の計画では、28年度、新しいごみ処理焼却施設の設備を完成しスタートさせるということでやっておりますけれども、問題は、どれくらいの焼却能力を持った施設にすればいいかということでありまして。当たり前ですが、(ごみを)燃やす量が少なければ少ないほど焼却炉も小さく済む、それだけ財政負担、市民の皆さんの負担も減ることになりまして、ごみを減らすことは地球環境のためでもあり当面の市民負担を減らすということでも非常に重要なことだということでご協力をお願いして実績も上がってきたところでございますが、今後、将来的にどう可能であるかというのがこの焼却場の規模を確定する際にも重要な課題になっておりまして、その点につきましては豊中市とも調整しながら、と考えておりますが、本市としてどう考えるのかということで、今般この審議会の開催をお願いしまして「一

般廃棄物処理基本計画」の見直しについてご審議賜りたい。そしてこの審議いただきました結果につきましては今までのごみ焼却炉の規模の確定でありますとか、今後の伊丹市が進めてまいります環境施策のベースとなるものかという風に思っておりますので、委員の皆様方も何かとお忙しい中なかなか難しい課題ではありますが、是非、それぞれのお立場から自由闊達なご議論を賜りまして伊丹市にとって有益な意見がまとまりますようにご支援ご協力をお願いさせていただきます。第1回の審議会のスタートにおきましてのご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。

市：本日の会議次第では、4番目といたしまして委員紹介となっておりますが、時間の配分上お名前のみのご紹介とさせていただきます、自己紹介は後ほどとさせていただきます。本日の資料に基づきまして名簿順でご紹介させていただきます。

(各委員の自己紹介)

市：なお、事務局職員につきましては、時間の関係もございますので、委員名簿の裏面にご用意いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。それでは、次第5の「会長・副会長の選任」につきましては、お手元の資料に審議会規則を添付しておりますが、同規則第4条第1項の規定により「審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。」とされております。それでは、会長・副会長の選任についてでございますが、どのように進めさせていただきますでしょうか。

委員：事務局案があれば。

市：ありがとうございます。事務局案というお声がありましたので、事務局案を提案させていただきます。事務局といたしましては、廃棄物工学がご専門で、現計画の策定時に会長をされておりました笹委員に会長をお願いしたいと思います。また、副会長には、同じく廃棄物工学がご専門で、笹委員と同様、現計画の策定時に副会長をされておられました渡辺委員に副会長をお願いしたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

【各委員：異議なしの声(拍手)】

市：ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、会長には笹委員、副会長には渡辺委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。それでは、会長、副会長のお席へ移動をお願いいたします。(会長、副会長が会長・副会長席へ移動)

市：それでは、次第に基づきまして、諮問を藤原市長からいただきたいと思います。

(藤原市長から会長へ諮問書が手渡される。)

市：それでは、会長より一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：はい。私は伊丹市民ではないですけども、これまでいろいろ伊丹の関連でやらせていただいていると思いますので、よろしくお願いいたします。私は今日ちょっと楽しみなことをちょっとしまして。なぜかというと電気をこうやって消したんですよ。(会場の)外側だけです。それで、(普段)こうしておくところから「消えてる」と言われてパッと(電気を)付けはるんですよ。日本の会議は電気をつけすぎですね。もうちょっと電気消しても良いところがあるんですけど。付けないとサービスが悪いみたいな感じなんですけど。ただビックリしたのは、普通こう消えるんですよ。前と後で消えるんですけど、窓側だけで消えるのはほとんどないんですよ。たまたま今日この部屋、向こう(窓側)が消えたからビックリしたんですけど。多分建築のシステムとして電気は前と後で消すというシステムになっていて、窓と暗いほうで消す・付けるという発想はね、ない。本当はもう一つこっち(窓側)も消したかったんですけど、怒られてはいけません。

副会長：25%カットですから。

会長：ああ、そうでしたね。ごみの問題についてはですね。これから発言をしていくような形になるのですが、生ごみが段々いろんな分別をして4割から5割が生ごみなんです。生ごみの8割から9割が水なんです。そうすると、水の塊を焼却炉へ放り込むという話になるわけですよ。そこでエネルギーを取り出していますよ、というのはおかしい話じゃないかということで。私自身は、生ごみを分けて堆肥化して、まあ、個人個人がやるのは大変だから、市として是非堆肥化施設を作ってもらって、そこへ入れるというのがいいんじゃないかと。というのをずっと言い続けていまして、滋賀県で1ヶ所それをやっていますし大津市でも今ちょっとそれをスタートさせるころなんです。ただ、市の財政いろいろ大変なので私は業者に施設を作ってもらってそこへ(業務)委託事業として(生ごみを)放り込む。というのが一番現実的ではないかなあと。あらゆる分別をやり尽くした感があるんですけど、あと残っているのが生ごみだけだというのが現状で。ただ、まあこれは実際に動かすということまでにはちょっと時間がかかりますので、まあそういうことも含めながらまたこの計画を、現実的な計画を審議会で検討しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

市：ありがとうございました。それでは会長には、これからの議事進行をお願いしたいと思いますが、ここで、藤原市長におかれましては、この後、公務がございまして、ここで退席させていただきます。お許しいただきたいと思っております。

市長：申し訳ございません。では失礼します。(市長退席)

市：それでは、本日お配りさせていただいております資料の確認をさせていただきたいと思っております。青のファイルに綴じさせていただいております。まず1枚目でございますが、第1回伊丹市廃棄物減量等推進審議会次第となっております。裏面につき

ましては、本日お配りさせていただいている配布資料を載せております。2枚目でございますが、伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、裏面につきましては当審議会事務局名簿を付けさせていただいております。それから資料になりますが、資料1の伊丹市廃棄物処理基本計画の概要ということで3ページ付けさせていただいております。それから資料2でございますが、伊丹市のごみ収集処理の現状ということで8ページから9ページになっております。それから参考資料1としまして、伊丹市廃棄物減量等推進審議会規則、参考資料2伊丹市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領、参考資料3伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、資料4伊丹市一般廃棄物処理基本計画平成20年3月、それと平成22年度版のごみと資源物の分け方と出し方、それから雑誌・雑多な紙の出し方のチラシを付けさせていただいております。なお、今回は時間の関係で資料の配布が会議の当日となってしまいましたことをこの場をお借りしましてお詫び申し上げたいと思います。次回からは出来る限り事前に配布させていただきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。それでは、これからの議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

会長：はい、それでは始めたいと思います。今、市長より諮問をいただきましてですね、読み上げられましたけれども、基本としては廃棄物処理基本計画の計画処理量の見直しということで、まあ、それまでだいたいごみは増えていくという風に考えられていたのが現実的には減る傾向にもなりますので、それに即した減量の予測あるいは目標を定めてくださいというのがこの審議会へ課せられました課題ですのでよろしくお願いしたいと思います。で、今日の次第を見ていただきますとですね、審議内容としては一般廃棄物、家庭のごみの処理基本計画の概要ということと、それから本市のごみ収集処理の現状というのが主な課題ですので、今日はまあ現状を。1回目の会議ですので現状をしっかりと把握していただくところが今日の審議の内容だということでよろしくお願いいいたします。そうしましたら、まずこの会議のルールを決めないといけないと思いますので。1つは傍聴に関するルールを定めることと、それから議事録の作り方、あるいは公表の仕方その2点についてですね。ルールですので決めないということですのでまずやりまして、それからその審議の内容に入りたいという風に思います。まず、傍聴は当然公開で（傍聴席の）椅子も用意していますけど。傍聴を認めるということですのでよろしいですね。そして事務局のほうからだいたいどういう、全体としては伊丹市のルールに則ってやればいいということだと思いますので、何かその辺の説明をまずしていただけますでしょうか。

市：それではご説明させていただきます。それではお配りしています参考資料の3をお出しく下さい。伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針でございます。会議の公開に関しましては第3条第1項で、審議会等の会議は公開すると規定されていますので、この会議、この審議会につきましては公開とさせていただきます。公開の方法に関しましては第4条で、会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続

及び遵守事項は、会長が別に定めとなっております。この規定を受けまして参考資料の2に伊丹市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領におきまして別途傍聴に関して必要な事項を定めております。傍聴要領につきまして簡単にご説明させていただきますと、まず、傍聴定員につきましては、第2条第1項に定員は5人以上とし、会議の都度会長が定めるものとなっております。第2項におきまして、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決めるようになっております。続きまして会議録でございますが、参考資料3に戻っていただいて、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第1項のところで、会議録は会長が作成するとなっております。この会議録作成のために事務局のほうで審議会の録音させていただきたいと考えておりますので、会議録作成に必要ですのでご理解をいただけるようお願いを申し上げます。続きまして、同指針第5条第3項におきまして会議録は、会議の初めに会長が指名した2人の出席委員が署名すると規定がされてありますので後ほど会長から指名させていただきますので、指名された委員の方は会議録にご署名いただきますようよろしくお願いを申し上げます。また、同指針の第8条第1項におきまして、会議録の写しを公開するものと規定がなされていますので市のホームページで後日公開していきたいと考えております。ただし、委員名等につきましては非公開情報となっておりますので公開しないようにさせていただきますので、この件につきましてもご理解いただけますようお願いをします。簡単ですが以上でございます。

会長：はい、ありがとうございます。傍聴のことと議事録のことをですねご説明いただきましたが、この会議の傍聴とこの会議の議事録ですからこれについてはここできちっと決めればよいわけですから今の参考ということでお考えいただいたらいいと思うんですけど、まず傍聴に関しては、一応、市の傍聴要領というのがありますのでこれに則るということでよろしいですか。例えば、ごみ焼却場建設反対とかいう話になるとまた沢山の人が押し寄せるといふことがあるかも知れませんが、この委員会では、特に、本当はたくさん来て欲しいんですが多分あまり来られないだろうという気がしますのでこの要領に従うということ。もし何か不都合なというか、この考えている範囲でないことが起こった場合には、またここで審議して決めればいいですし、どうしてもあれだったら会長・副会長が決めてもいいという、ちょっと柔軟にですね考えていただいて問題があれば対処するというぐらいのことでいかがですか。ということでもよろしいですね。だから原則としてこの要領に基づくと。原則に外れるようなことがもし起これば何かあれば、この会、会長・副会長で対処するというぐらいでやりたいと思います。それから、議事録、会議録ですね。これは今お話があったように、内容的には一字一句書き出すような議事録になる、要約ではなくて。そして録音を許可する。録音をしていただいて各委員の発言を全部挙げて出来上がったものを各委員に送って。そのときは名前は書いてもらうわけですよ。個人名を、見やすいように。自分がどこだっただけ分らないと。自分の発言が

どこだか分かるように名前を書いておいて、その部分をチェックしていただいて訂正があれば訂正したものを送り返していただいて、それをまとめて議事録が完成するというところでよろしいですか。議事録署名人を決めるわけですね。

市：そうですね、はい。

会長：その方にそれを送って、最終的には議事録の署名をしてもらう形になる訳ですよ。

それができたら議事録が完成したという形になってホームページに挙げると。そのとき、個人名は無くしていいというような形で。そういうようなご提案ですがそれでよろしいですか。はい、ではそういうことでホームページ、印刷したものを例えば取りにきたら貰えるのですか、貰えないのですか。ホームページが使えません(パソコンを所有していないなど)という人が来るかもしれませんが。

市：市の行政資料コーナーに置くとして書いてありますから(伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第8条第1項第1号に規定)指針のとおりに対応させていただきます。

会長：閲覧は出来るとかで、そんな感じですかね。ホームページは誰もが使っているわけではないので、そういう対応も必要。この会議があるということはホームページのみで知らしているのですかね。

市：市のホームページでのみですね。

会長：あの、なんて言うんですかね。市の広報とかそんなのには載らない。

市：市の広報には載せておりません。第1回目については載せておりません。

会長：2回目以降については載りますかね。

市：載せたほうがよろしいでしょうか。

会長：いや、まあ出来れば。本当はこうしていただいてこういうことをやっているんだよということを理解してもらうためにはですね、やっていますと。傍聴も可能だよ。ということが知らしていただくほうがいいですよ。まあ、それで来られるかどうか別としての話なので可能であれば(市の広報に)出していただいて。数行でいいので。1行か2行でもいいわけですから。

市：2回目以降につきましては広報紙のほうでも開催について掲載していきたい。

会長：一応はですね、傍聴と議事録、会議録の話で。今の話で何かご意見ございますでしょうか。

委員：ちょっと1点だけ。今こういうことやっているとお載せになるということで一般からお越しいただけるとありがたいなと思っているんですが、ここに定められている中でちょっと分からないんですが、質問と発言、これはどうなんでしょうか。

会長：傍聴(者)は基本出来ないんじゃないでしょうか。

委員：その確認をとっておかないと、その方がワーツと騒がれると困るだろうなと思っていまして。ここにはきちんと明記されていないんですかね、騒いではいけないとかそういうような明記はあるのですが、会議の内容等についての質問。あくまでも傍聴のみという。

会長：はい、基本的には傍聴人は発言できないと。私は他の市の委員とかで(会議が)終

わってから聞くことがあるんですが、これはルール違反ですと言われるんですが、せっかくこの何か熱意があってもらえる方に一言言ってもうてもいいんじゃないかと思って発言してもらおうことはあるんですが。一応、会議が終わってその後発言してもらおうのがね。してもらうにしても。原則としては、傍聴人が意見を言い出すと委員との区別がつかなくなっちゃいますから。よっぽど特殊なことが無い限りですね発言はしないで傍聴のみということで。ということでもいいんじゃないんですかね。他に何かございますか。無ければ、議事のほうの、いや違う、違う。署名人ということで、まあ、(名簿の)上から順番にということですね、私と渡辺委員はこちらへ(会長・副会長席)出てきていますので、原田委員と坂田委員、最初の議事録の署名人ということでお願い出来ますでしょうか。よろしくお願ひします。それではですね、審議の一部として伊丹市一般廃棄物処理基本計画の概要として事務局からご説明をお願いします。

市：それでは、伊丹市一般廃棄物処理基本計画の概要につきまして簡単にご説明をさせていただきます。資料1のほうをご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において市町村に計画策定が義務付けられていまして、ごみの処分ですとか処理に関する計画を作成しなければならないことになっております。条文につきましては資料3ページ目に載せておりますのでそちらのほうをご参照いただけたらと思います。続きましては2の位置づけについてですが、今ご説明しました計画の策定が義務付けられております一般廃棄物処理基本計画につきましては、市が長期的・複合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものでありまして、ごみの発生抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めたものでなければならぬとなっております。この基本的事項につきましては先ほどの3ページ目の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項に定められておりまして、そちらを見ていただければいいと思いますが、第1号には一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、第2号には一般廃棄物の排出の抑制のための方策、第3号には分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分などがあり第6号まで基本的事項として定めなければならないとされています。続きましては3の基本計画の目標年度についてですが、現行の一般廃棄物処理基本計画は平成20年の3月に策定をいたしまして、平成20年度を計画の初年度とし10年後の平成29年度を最終目標年度としております。また、中間目標年度として平成24年度を設定いたしまして、計画の期間中でも社会経済状況により大きな変更があった場合は、適時見直しを行うことと致しておるところでございます。続きまして4のごみ処理の基本構想に關しまして簡単にご説明させていただきます。まず現行計画の基本理念としましては、三者協働により持続可能な社会の実現を目指していくところ各自治体によって目指していくものであり、具体的には、市民・事業者・行政が三者一体となって環境にやさしい生活、事業活動並びに創意工夫した取り組みを展開していくこととかりサ

イクルシステムの確立を充実することによって基本理念を実現していく。続きまして2番目の基本方針でございますが、基本理念を実現するための実行計画を推進していくものであります。1番目として発生抑制優先行動への転換、2番目として適正分別・リサイクルの推進、3番目として事業系ごみの3Rの推進、4番目として環境負荷の低減を目指したごみ処理システムの構築、5番目として計画推進のための基盤整備。以上5つの基本方針に基づいて計画の推進を図ってきたところであります。時間の関係で説明を省かせていただきましたが、詳細につきましては参考資料4でお配りしています伊丹市一般廃棄物処理基本計画に載っております。20ページから21ページ、30ページから38ページ以降に詳しく記載しておりますのでこちらを参照していただければと思います。続きまして、5の現行計画の減量目標につきましてご説明させていただきます。まず現行計画の現状設定の考え方につきましては、参考資料の4の24ページに考え方が載せておりました、すでに取り組まれている施策において、その効果が将来発生量の中で反映されているものと考えまして、新たに行う施策のうち、減量効果が高く定量的に設定が可能なものにつきまして減量目標を設定し、その合計を本計画の減量目標としているところでございます。その結果、1番目の発生抑制率としましては平成29年度分のごみの発生量を18年度に比べて7%抑制する。2つめの資源化率としましては平成29年度の資源化率を26%とする。以上2つの現計画の減量目標として掲げたものでございます。最後に6番目の改定の趣旨についてご説明いたします。今、ご説明させていただきましたとおり平成20年3月に29年度を最終目標として現行の伊丹市一般廃棄物処理基本計画を策定しまして資源循環型社会に向けごみの減量化・再資源化等の推進を現在行っているところでございますが、当初の予定では策定から5年が経過しました中間目標年度の24年度に計画の見直しを予定しておったところでしたが、当初はこの計画の将来予測値に基づきまして28年度に記載しております豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設の施設規模を決定することになっておりましたが、ここ数年のごみ処理量の減少によりまして現行の基本計画で見込んでいた将来予測値と実績値との間で大きな乖離が生じておりまして、また現行計画で見込んでおります、先ほど説明しました減量目標値をすでに達成してお状況でございまして、この状況を踏まえて新ごみ焼却施設のより適正な規模と負担額を確定させるために前回の一般廃棄物処理基本計画で見込んでおります計画処理量の見直しと新たな減量目標値の設定についてもお話しいただければと考えております。それでは、今ご説明しましたごみの発生量の減少などにつきましては議題2のごみの収集処理の現状のところでも実績をふまえてご説明させていただきます。それと、次回の日程につきまして簡単にご説明させていただきます。先ほどご説明しましたとおり豊中市伊丹市クリーンランドの焼却炉の施設規模に関しまして今年の10月までに確定させたいとの意向を聞いておりますので一応この審議会につきましては、2回目の審議会を8月、3回目の審議会を9月に開催させていただき9月の下旬

には答申をいただきたいと考えております。非常にタイトなスケジュールですが委員の皆様には申し訳ありませんがご理解とご協力をお願いしまして簡単ではございますが事務局からの説明を終わりたいと思います。

会長：はい、ありがとうございました。まず現在の処理基本計画の概要ということでご説明をいただきました。参考資料の4に現在の廃棄物の処理計画の冊子がですね付いていると思います。これはもう既に一緒に作らせていただいたメンバーは特に何も言うことはないと思いますが、特に新しい委員もおられますので新しい方はこれに目を通していただいて内容を見ていただきたいと思いますということと、枠組みとしてはいくつかありましたように20年度からスタートしたように通常は中間目標の24年度に中間見直しがあるわけですが、クリーンランドの焼却施設の計画のこともありまして少し早いですがより現実的な計画量というものを出すということで今年度、今言われた2回8月9月ですかね。検討していくと審議していくということで考えていこうというような話でして。量の状況などは次のところで詳しい説明がありますけれども今の説明の中で何かご質問等ありますでしょうか。無ければですねのほうまで行ってですね1のほうのもし後で（質問等）ありましたらまとめて。当然関連しているところですから一緒に1のところ枠組みのところのご質問でも結構ですので2のほうのグラフで具体的な量を決めて、ご説明をいただいて

- ・ 含めてですねご質問ご意見いただくというのをさせていただいてですね、のごみ収集処理の現状というところで、事務局側からのご説明をお願いします。

市：それでは、伊丹市のごみの収集に関する現状というところをですねご説明をさせていただきます。資料2の1ページ目をご覧くださいと思います。ここにはごみ発生量と再資源化量をですね実績という形で18年度から21年度まで実績のデータを載せさせていただいております。棒グラフにつきましてはごみの発生量と資源化量という形で載せております。ごみの発生量につきましては18年度が79539トンという形でここを基本にこの現計画は進めておりまして19年度ではごみの発生量は73800トンで続きまして20年度では70577トンで21年度は68023トンと減少の傾向に出しております。ごみの発生量につきましては、可燃ごみ、大型ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その中でも伊丹市は分別収集・市収集・集団回収・剪定枝葉の数値を入れておりまして、その合計をここに出しております。先ほど言いました19年度から徐々に減少になっていっております。資源化量につきましても19年度には14187トンという形で増えておりましたが、20年度21年度とごみの発生量が関与しているのしょうけど少し減少してきている状況であります。続きまして、その次のページを見ていただきますと途中での取り組みの主な内容をそこに挙げさせております。資源物等の分別回収で市の回収として出しておりますが、先ほど言いました分別収集のところにつきましては、一番最初にあげております古紙類、古布類及び紙パックの収集と空き缶の収集等を合算しております。この量が市収集分ですから菱形の（折れ線グラフ）ですかね、最初（平成

18年度)は468トンのものが2622トン、2732トン、2588トンという形で推移しております。それから分別収集は、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集の合計になっております。それにつきましては2ページの2番目にびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集ということで週1回収しているものを表にしております。(左から順に)約2600、約2700トン、2800トンの回収になっております。そこを見ますと横ばい状態。分別収集。集団回収は、新聞、雑誌類、ダンボール、古布、アルミ缶及び紙パックの集計となっております。自治会とか子ども会とか集団で回収いただいている事業になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。これが平成18年度は8046トン、19年度は7938トン、20年度は7266トン、21年度は6543トンと、ここも回収のほうが増減気味になっております。これがごみの発生量と資源化量の実績ということでご報告をさせていただきます。実際のところごみの発生量につきましては、年々減ってきているところで。先ほど言いましたように29年度には74300トンと見込んでおりましたが、21年度では68000トンあまりで29年度のごみの発生量からいきますとクリアができていような状況になっております。続きまして、4ページのごみ収集量の実績でございますが、これにつきましてはごみの収集量は棒グラフで出してございまして、四角の折れ線が家庭系ごみ、菱形の折れ線が事業系ごみという形になっております。家庭系ごみにつきましては平成19年度からのごみ発生量は18年度と比べて約2000トン減少しております。この要因といたしましては資源ごみの回収をエコリサイクル協同組合に切り替えたことによるものが800トン。その他の要因で減ったのが1200トン。この1200トンについては景気の動向によるものと市民の分別協力の向上があるのではないかと思われます。事業系につきましては、平成20年度は平成18年度に比べて7700トンと大幅な減少となっておりまして、この大きな要因といたしましては豊中市伊丹市クリーンランドによる搬入規制、事業所・許可業者に対する指導によるものと、これまでモデル実施してました事業所への古紙等の資源回収を全事業所へ拡大したものとされていまして。その内訳としましては廃棄の適正によるものとして約4000トン、事業所への古紙等の資源回収を全事業所へ拡大したものと約2700トンと推測されていまして。事業系につきましては18年度から21年度にかけて約8000トン下がっている状況にあります。続きまして減量目標値でございまして5ページになります。ここは基本計画の26ページに載せてあるものをご覧ください。事業の方向性という形で表を作りました。目標年度である平成29年度に向けての方向性についてですが発生抑制につきましてはですね生ごみ水切り行動。先ほど会長から生ごみは水分が90%ということですけども啓発を徹底してごみの減量をしていきたいということこれを啓発していきたいということで、29年度目標が259トンこれは十分進めるのをもっと詰めていきたいということで、矢印を事業の方向性として上向きにしているということは充実させていくとい

うこと実施していくという形で書かせていただいております。その下に大型ごみの有料化等もございまして、こちら辺のものにつきましても今後検討を進めていけば新たにごみの発生抑制はなるのではないかと考えています。これにつきましても検討していきたいという形を考えております。それから排出前及び排出後の比重につきましても、それぞれを抽出して行って詰めていくような形で矢印につきましてもは上向きに置いております。ここを進めることによって減量を進めていくように考えております。続きまして、6ページを見ていただきたいと思います。ここに書かせていただいておりますのは、ごみの排出量。これから分別処理・焼却処理するもの数値についてのグラフを載せております。ごみの排出量は白抜きのもので、現計画は菱形のもので、これが29年度までに74302トン排出量を見込んでいたんですけども、実際には先ほども言いましたように21年度には68023トンと、現計画の推計値よりは大幅に減少している。その下にありますところ黒色の菱形と四角のグラフが焼却処理量の推移で、菱形のものは現計画の処理の状況になってございます。ただ、そちらのほうにつきましても実績値になりますと21年度53375トン目標値をクリアしている状況になっております。これがごみの排出量及び焼却処理量の計画と実績のところの差をこのグラフで出させていただいております。それから、ごみ焼却量の予想として7ページになりますが、実際のごみの焼却処理の計画と実績のところから今後どうなるかの予想を載せておりますけれども、現計画の推移を21年度と合わせていくと上の線になると。さらに協力率とかそういうものを上げていくことによって下のラインぐらいになるのかなという予想ですね。この範囲ぐらいになるのではないかと。今後29年度に対して見越しているところでございます。こちらへんにつきましては次回の審議会でもより詳細な資料も出せるのではないかと考えておりますのでよろしく申し上げます。最後8ページになりますが、これは基本計画の中で事業系のもので移動するような基本計画の中で出させていただいているものであります。9ページにつきましては19年度から21年度の実績値を入れさせていただいて、それで事業系のごみがどうなるかということで近似曲線を21年度の実績を加味しますと右肩下がりという形になりまして、ここにつきましても今後審議の中でいろいろ審議していただこうと思います。現状で言いますと、この近似曲線が、当初の計画が21年度までの実績を入れると右肩下がりとなると考えております。以上で現状のご報告だったのですが説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長：はい、ありがとうございました。2番目のごみ収集、本市のごみ収集処理の現状ということで、現在の処理計画の数値とそれから実際の実績との違いがどうなっていくのかということを中心にご説明をいただきました。グラフ時々ところどころ右側の数値で見ないといけないとか左側の数値で見ないといけないというのがありますので、ちょっと見にくいところもあるかも知れませんが、よく読んでいただければ棒グラフと折れ線グラフで見ますと右側左側読み分けるといふか、そんな感じに

なっております。どうも聞いていますと3ページの一般廃棄物減量の数値というのは19年20年21年それほど大きく変化していない。リサイクルの量はですね。だけでも、ごみの発生量に関しては、収集量に関しては減っているのが現状では。というような感じでご説明があったと思います。4ページのグラフはこれ下の0の横棒ではありませんから上のほうのところでは拡大したようなグラフですから、ちょっとその辺は注意していただきたいと思いますけども、減っている量としては事業系がですね一般の家庭の減り方よりも事業系はたくさん減っているというのがこのグラフでは分かりますし、今のお話では事業系のもち込み。そういう効果に対して出ているということでした。あとは、5ページは良い減量を進めていくかという3点のところと6ページ・7ページのところでは計画値と実績値ですね。これをグラフで分かりやすく説明していただいております、これからの原則としては7ページ、この斜線かけている部分ぐらいのところは妥当な範囲だろうと思われるということですが、じゃあその上限を取ろうか下限をとろうかそういうところが難しいところですのでその辺はどういったリサイクル、減量などが可能であるかということでは焼却量、発生量がどう減っているかという予測をリサイクルの可能性などをつき合わせながらこれからある程度の予測をしていくということになるというような話になるというので、8ページ・9ページは現実にそれは事業系ごみで、8ページでは18年度までの傾向ですと、やや上向きと。この18・17・16・15辺りは下がってはいるのですが全体的な傾向としては横向きかあるいはちょっと上がってもいいかなという予測の線だったのだけれど、その後19・20・21というところでは減っているグラフを継ぎ足すと下がる傾向が続いてきますので全体としてもやや下がり傾向の予測値、直線で予測した場合でも（下がる傾向に）なりますよという、この辺を加味しながらそれぞれの事業系・家庭系あるいはリサイクルの状況などを検討していきながらごみの排出量あるいは焼却量の計画を作っていくということになるのですけれども、そういうご説明で。あと2回あるということですからこの辺の具体的な数値の予測その他については事務局のほうでご検討いただいて、次回に一つの提案を出していただけるだろうというように思います。それでは、今ご説明がありましたように1番2番含めていただいて結構ですので計画についてのご説明についてのご質問とかご意見、それからこれ以外のごみのことについても何かご意見をお持ちかと思っております。ちょっとこれはまとめて本にするとしてこの審議会の主な目的である発生量とか処理量とかそういうところの計画値に関する今までのご説明の中で何かご質問ご意見ありますでしょうか。

副会長：全体と通しましてのおさらいとして申し上げますが、今回これから行いますのは新しく基本計画を作るのではありませんで、今回の諮問、先ほど藤原市長からの諮問では平成20年に策定した計画で見込んでいる計画処理量の見直しと新たな減量目標の設定を行う、即ち数字だけいじりましょうよ。中身については、どういふことをしましょうというそういう施策的なものについては今ここで触れる必要はない

わけですね。じゃあ数字をバンバン変えていいのかということで、これが今回の諮問であります。前回の平成20年に出来上がりました基本計画を作るときの諮問はそういう文章ではありません。参考資料4の75ページ目に諮問が載っています。「諮問理由、循環型社会の実現云々」と書いておまして、平成15年3月に策定した「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」を見直す必要があるため。ですから、これは見直す必要があると、全面的に見直す必要があると。ということで、見直す必要があったので平成20年に基本計画を新たに作ったと。今回の場合は、平成20年ものの数字だけ要ります。これの根拠を探したのですが、ちゃんと前からございまして参考資料の4の3ページ目にある計画目標年度ですが、平成20年度を初年度とし、10年後の平成29年度を最終目標年度とする。なお、平成24年度を中間目標年度と設定し、計画期間内でも、社会経済情勢が大きく変化した場合には適宜見直しをする。都合のいいこと書いておまして。今回は諮問では取り巻く状況の変化をふまえてという風に書いておきますので、こういうことが起こったということで続けていきたい。見直していきましょうかと思えます。数字の見直しをするということは、なぜ当初の見通しが平成20年のときから狂ったのかということについてやはり検証して、今度数字を見直すときにはどういうところが間違っていたのか。当時には想像できなかった理由、これこれこういう理由があったので今後こういう風に数字を変えましょうと。そういった手続を踏めばいいのだなということでもあります。事業系の塵芥と家庭系から出る一般廃棄物・家庭系廃棄物と分けて考えなければならないわけですが、今回、収集に関して事務局が用意くださったグラフというのは今日の資料2の6ページ・7ページ目にありますごみ排出量及び焼却処理量の予想図が、これが実際の数字なのですが、次の8ページ目・9ページ目の実績のグラフを見ていただきますと、事業系のごみがこの計算で下がっていくのとは別に、直線あるいは指数式とか累乗式・対数式などで予測したのだけれども、実際にはこの予測するときにもこれでいいのかということで当時やっておったのだということがこのグラフを見れば分かると思えます。今日は事業系についてであります。家庭系についてはどうなのですか。こういった見通しは勢いで出した数字だったという記録はあるのですか。そこが気になっているのですが。

市：今回は用意できなくて申し訳ありませんでしたが、家庭系についても下がっているものについては同じ傾向でして19・20・21ということなので、かなりハードな目標だったのですけれども、次回その資料を提出します。

副会長：事業系と家庭系とそれぞれ要因が違ふと思えますので、その理由を明らかにしながら数字の見直しをしていくと。それを次回にしないではいかないかと思えます。長くなりますが、こういった会議ですので単に数字を見てグラフを見て点線の位置を見てこんなものかなだけではなくて社会情勢から見てここの部分は考えなければいけないよとか、もっと詳しく詳細を確認しなければいけません。社会情勢で憂慮すべきところがありましたら委員の方からご指摘いただいて、それを盛り込んで

数字を形づくっていくっていくのがいいのではないかという見解です。以上です。

会長：はい、ありがとうございました。一つのやり方は、完全に数学的に数字だけを見て「エイヤー」と引っ張るのも一つの手かもしれませんが、特にリサイクルの部分などはもう少し啓発その他を含めて協力を求めてもらったときにどの程度までいけそうかということ積み上げてそれでまあ全会としてこのぐらいまではいけるのではないかという、そういうところを考えた上でやっていくという形のほうがより望ましいのではないかと思いますから。そういう作業をしていただけるのではないかという風に思います。渡辺委員の考え方などいただきましたけど他の委員からこの作業というかこの計画に当たって考え方でも結構ですし、やり方でも結構ですし、あるいは何かこのグラフでのご質問でも何でも結構です。ご質問していただいたら。よろしいですか。特にございませんか。今回は現状を見ていただくところですのでこういう研究の中で数値をこれから28年度29年度あたりのところまで減量の計画を作っていくということになりますが。特に（ご質問）ございませんか。今回は、こういう現状を皆様に把握していただくためにお示しいただきましたが、前回この委員会で作っていただいた方は既に資料を持っていただいておりますが。そういうことにいたしまして、それでその計画するときには何かこういう注意をいただくほうがいいとか、何かご注文あるか、あるいは計画そのものでなくて結構です。いわゆる、ごみの政策・やり方一つ一つが数値になって出てくるわけですからこういう対策をしていかなければいけないとかですね、全般について何かご意見ありましたら出していただいて。ということにしたいと思います。何でも結構ですが。何かお気づきのところとかございませんでしょうか。もう既にいろいろ言っておられて特に意見も無いということでしょうか。

委員：個人が有料のごみの。生ごみと可燃ごみと不燃でも一緒に有料で持っていくことが出来ると思うのですが、それはどのように処理されているのでしょうか。

会長：事業系の話でしょうか。

委員：はい。いや、個人で有料で持っていられると思うのですが委員：個人？家庭？

委員：個人で商売している。

会長：個人で商売されている方の事業系のごみのことですね。今、多分事業系のごみの処理で色々分別しなければいけないものを事業系として一緒に持っていったらという話なんですけれどもその辺についての現状はどういうものでどういう方向性で持っていくか。

市：原田委員の発言の中で、事業所につきましてはそれぞれが契約したうえで事業者が責任を持って処理をするということになっているはずなので、個人のごみと会社のごみを一緒にすることは無い。あとは家庭系のごみも有料で処理されているのも一部マンション等であります。週2回の可燃収集ですけど、もっと収集日を増やしたいとか特殊な事情の下、有料で業者と契約しているところが数件あると聞いております。そういったことでよろしいでしょうか。

委員：それはいつでも、不燃も可燃も全部一緒にされてますでしょ。

市：マンションとかの話でよろしいでしょうか。

会長：そうですね。事業系の商店の。

委員：商店ではなくて個人の方で

会長：個人の家で、いわゆる市の収集以外のところに有料で出すというのはあるのか。

市：許可業者に対して出すことはできますが、業者以外に出すと違法ですので、もし出しているとすると法律違反です。マンション等でそういったところがあり、例えば、ワンルームマンションで、通常のごみ出しが難しいとかで別途契約をしている業者とかがあると聞いております。その中の一部で不燃と可燃とぐらいで資源物をしっかりと分別をしていないところもあるとは聞いておりますので、それについては、できるだけ家庭系についてもきちんと分別していただけるようにと考えておりますので、その辺についても指導していきたいと思えます。

委員：せっかく我々は分別しているというのに有料（で回収を依頼している）の方にそのようにお聞きしたものですからちょっとお尋ねしたのですが。

委員：その有料化というのは、その出される方が何か商売をされているのでしょうか。

委員：はい、

委員：商売をしていてそのごみは通常の回収日に出せないから業者に頼んでいる。家庭系のごみも合わせて両方しているのではないか。またそのごみをどう処分しているのかということをお聞きしたいのでしょうか。

委員：はい、そうです。

委員：それは事業系の話ではないのでしょうか。事業系の一般廃棄物の話では。商店とか個人に近いのだけれど。

市：そうですね、事業系については家庭系とやや分別が違っているところがあるとおもいますが、ただ、今です資源物の回収については市内の事業所にもご協力をお願いしてまして、そういったチラシも持っていきながら。一番難しいのが店舗付き住宅で、いわゆる自宅と店舗が同じ建物で兼ね合わせているところとして、それについては色々な方策を検討しているのですがなかなか小さな商店が（収集の）契約をするにあたって収集日等のことがありますので、お互いが廃棄しやすい環境あるいは事業所がごみを出しやすい環境というのをまず検討しているところではあります。少々お時間をいただければと思えます。

会長：以前より指導はかなり進んでいるのでしょうか。昔は何うと「何でウチに来るの」と言われ、出来るだけ分別してというように。大分、対策は以前より進んでいるのではないのでしょうか。

委員：私どもの組合の会員は8社ありますが、その内の5社が伊丹市でリサイクルに携わっているわけですが、確かにクリーンランドにも持ち込む事業系ごみが減っているわけですが、それはクリーンランドの指導が徹底されてきたということと、組合員各社が自社の敷地内に選別のヤードを持っている。そこで、回収場所で分別してい

ると業務として成り立たないので、回収してからヤードで開封して分別している。ベルトコンベアでも分別して持っていくときには可燃と不燃とできっちりとクリーンランドへ持っていっているということです。ランドは伊丹市が許可を出した業者でも厳しく指導するようになっているのです。そこで分別しないと許可業者が業をできないということです。各収集業者については各社が努力して手間をかけて分別してクリーンランドへ引き取ってもらえるようなものにして搬入するという努力はしています。

会長：はい、ありがとうございます。他に何か。何でも結構ですが。

会長：はい、どうぞ。

委員：市外から来られた方についてですが、特に尼崎から来られた方は（尼崎市がごみを回収する日が可燃と不燃でまとめて出している）全部一緒ですね。伊丹市へ引越されてきたら分別しないのです。そのときに（ごみ当番が）分別するのに大変なのです。言っても気を悪くされたりして素直に聞き入れてくれない方もおられるわけです。そのときに生活環境のほうではチラシなどを配って指導していると思うのです。けれども、尼崎の方については厳重に指導して欲しいのですがよろしく願います。

委員：ただね、こっちへ言ってきて届けてくれるのは良心的だと思います。ある日突然、引越しにごみがバーッとごみステーションに出てくると指導しにくい。ある日（ごみを）置いているわけだから。そういう部分では普段からの周知徹底が必要だと思う。（ごみが）出た段階では遅いわけですから。そういう部分については、必ず生活環境課へ寄ってごみの処理の問題とかを相談する。そういう部分をきちっとする。市民は（ごみが）出て行ってしまったら関係ないわけですから。

会長：転入者に対してはシステムの分別についての何か指導というかパンフレットという何かかされているのでしょうか。

市：転入された方にはですね、当然市民課で把握できます。市民課で市が配布する書類の中でごみの分別収集に関するチラシも入っております。渡す際に説明するわけではありませんが一緒にお渡しします。本当は説明できれば良いのですがそこまでは至っていない。

委員：地域の問題として、ごみステーション設置に際して、建設業者が許可の申請に市に行かれたときに入居する人に分別収集に関する決まりを説明するよう義務付けてもらえないか。

家を建て、ごみステーションを設置し販売すれば、後はノータッチでは転入された人と地域の間でいざこざが絶えないのです。担当する自治会の委員が徹底すればするほど出したごみはごみなのか個人の私物かで悩ましい事態も起こります。地域の人間関係をより良くするためにも入居前の分別収集の説明が大切だと思い、市の指導をお願いしたい。

会長：その辺、ちょっと難しいところですけど、本当なら市の方が指導をきちっとやれば

一番いいのでしょうけど、あまりそれを徹底すると市の業務がどんどん増えていきますから、やっぱりその地域の方が色んな委員をやっている方とか会長の方々、自治会長の方々とかが地域の中でそれを対応されるのがいいのかもしれませんが、揉めてもまずいですからその辺のところは難しいところではあります。私は、基本はコミュニティというかその町内会とか自治会の中で出来るだけ対応していただいて、それでも手に負えないとか問題があるというときには市からそれなりの対処をしてもらおうというぐらいの感じがいいのではないかなと思うのですが。あとはごみが誰のものか。今度は空き缶の中からアルミ缶を抜いていくこともありますよね。財産なのかという話になっていく、そんなことをしていたら個人のもものではなくなってくるのしょうけど市のものもないということの苦情でもあるのしょう。地域の方が適切に対処していただくのがいいのではないかなと思いますが。非常に難しいケースが出てきたら市のほうからきちっと対応してもらおうことも必要かもしれません。

副会長：市役所さんではですね、この分別の項目が増えてからこれに関わる市民啓発に対する仕事は増えましたか。それとも増えていませんか。

市：新しい分別では平成 15 年度からプラスチック製容器包装をやらせていただいておりますが、雑多な紙の分別を平成 18 年 10 月からやっておりますが、このときは啓発の回数を増やして対応してきました。

副会長：トラブルに対する今のところはありますか。

市：そうですね。個人差というか分別に対する意識でしょうか。きちりする人とこれぐらいでいいという人の感覚の違いが非常に大きいですね、よくやっていただける方は紙容器のプラスチック部分も分別しています。ただ、しない人にとってはほとんど可燃ごみ不燃ごみの分別しかしていないのが実態です。プラについては他のものも混在している分も多い。実際、サンプルで抽出したごみ袋を調べてみると、ライターが入っていたり酷いものと包丁が入っていたりしますし、可燃ごみが入った袋の中に不燃ごみを入れた袋を隠して捨てられていることもあります。ただ、一方できれいに分別している方もおられるのも事実です。その辺は個人のレベルとか心意気の差が埋まればトラブルも解消できるのではないかなと思います。でも、なかなかちょっと難しい。

会長：他に何かございますか。なければ、一応、今日の現状を見ていただいたということでこの後、事務局でいろいろ作業していただいて色んな積み上げをしながら対策を考えて予測の数値を出していただいてという資料を出していただいてそれについて検討をしていくことになると思います。今度は早めに審議会の資料を送っていただいて目を通していただいた上で出来るだけ濃密的に会議の時間を使って取り組んでいきたいと思っております。今後のスケジュールについてももう一度ご説明いただけますでしょうか。

市：今後のスケジュールにつきましては先ほど申しましたように 8 月と 9 月の開催を予定しております。事務局の案としましては 8 月の上旬辺りに 2 回目の審議会を開催

させていただきたいと考えております。

会長：まだ日程は決めていない。

市：そうですね、まだ日にちもだいぶありますので事務局で調整しまして決まり次第ご案内させていただきますがよろしいでしょうか。

会長：わかりました。そうしましたら審議内容の123が終わりましたので、各委員から何か他のことございますか。無ければこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。では、私のほうはこれで司会のほうを終わらせていただきます。お疲れ様でした。

以 上